

○横手市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第14号

改正 平成20年6月30日条例第29号

平成26年12月10日条例第37号

平成30年12月12日条例第38号

(設置)

第1条 総合計画の策定等に当たり、市長の諮問機関として、横手市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会では、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横手市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 横手市総合計画基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月10日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。